	吸水後の大きさ	(1)　直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの（(2)に掲げるものを除く。） (2)　力を加えたときに、直径20ミリメートルの穴を損傷せずに通過するもの (3)　その他のもの

別表第５（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
10	［略］	［略］
11	磁石製娯楽用品	磁石製娯楽用品の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。
12	吸水性合成樹脂製玩具	吸水性合成樹脂製玩具の容器包装の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示を付すること。

別表第５（第22条関係）

番号	特定製品の区分	表示の方法
10	［略］	［略］
［新設］	［新設］	［新設］
［新設］	［新設］	［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第百八十三号）の施行の日（令和五年六月十九日）から施行する。